

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第30回） 議事録

1. 日 時：平成18年4月11日（火）16：00～18：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、柘植綾夫議員、黒田玲子議員

秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、
井上由里子委員、澤井敬史委員、竹岡八重子委員、
本田圭子委員、松重和美委員、三原秀子委員、森下竜一委員
渡部俊也委員

【文部科学省】佐野太 研究振興局 研究環境・産業連携課長

井上卓己 研究振興局 研究環境・産業連携課 技術移転室長

【経済産業省】中西宏典 産業技術環境局 大学連携推進課 課長

【特許庁】荒巻慎哉 総務部 技術調査課大学等支援室長

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】

中川健朗 内閣官房知的財産戦略推進事務局 内閣参事官

【事務局】土井俊一 参事官

【阿部会長】 それでは、定刻になりましたので、第30回「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。座ったまま司会をさせていただきます。

これまで、1月から3回にわたって御議論をいただきまして、委員の方々からいただいた御意見を基に、事務局で知的財産戦略についてのとりまとめ案を作成してもらいました。今回は、この案について御議論をいただきまして、5月11日の次回会合が最終的なとりまとめになりますけれども、それに向けて作業を進めてまいりたいと思っております。

それでは、初めに事務局から資料の確認をしてください。

【事務局】 お手元の資料でございますが、議事次第の下に配付資料を4つ書いてございます。

まず資料1は、今、御紹介のあった「知的財産戦略について（案）」というとりまとめの案でございます。

資料2は、松重専門委員提出資料。

資料3は、渡部専門委員提出資料。

資料4は、荒井専門委員提出資料でございます。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、もし漏れがありましたら事務局にお申し出いただくということで進めさせていただきます。

議題の1は、第1章になりますけれども、大学等の知的財産の活用促進ということでございます。

資料1であります。これは3つに分かれておりますので、章ごとに進めさせていただきます。まず、冒頭の「はじめに」という部分と、今、申し上げました最初の大学等の知的財産の活用促進の章から始めたいと思いますが、この部分に関しまして、密接に関連する御意見を松重専門委員からいただいておりますので、事務局説明の前に松重専門委員から御説明をいただく方がよろしいのではないかと思いますので、松重先生、簡単に御紹介いただければありがたいと思います。

【松重専門委員】 松重です。今回、提出させていただいたものは、いわゆる大学の知財の管理運営をやっている立場で、現在、国からのいろんな支援策があります。その中で産業技術力強化法というのが5～6年ほど前に制定されまして、それに基づいて、大学及びTLOから出てきた特許にかかる費用について軽減措置が盛られております。

ところが、実際的には最近の産学連携、共同研究の実用を言いますと、ポスドクとか学生さんが入ってきます。当然、特許の発明者になるわけですがけれども、実は先ほどの強化法に基づくものは5～6年ほど前で、いわゆる職務発明的な考えになっております。

したがって、対象としては、いわゆる常勤の教員、助手までであって、現在、主力になりつつポスドクの方、学生に対してのものが対象外になっております。

逆にいいますと、大学で承継しても、そういった学生さん、ポスドクが入りますと、軽減措置が全く受けられないと、厳密にいいますと、そういう対応になります。これは現在、産学連携といったものを目指すというか、支援する立場からすると、そういったところの配慮を是非お願いしたいという形があります。

それから、現在、TLOに所属していますといいますが、権利が移っているものが大学が帰属される場合についても同じような処置になるとすれば、非常に大きな影響があるかと思えます。

これは一大学に限らず、いろんな関連の先生方と話していても、是非こういったものを改善していただきたいという要望がありますので、是非、この点の御配慮をお願いしたいと思って提出させていただきました。

【阿部会長】 ありがとうございます。大変重要な御指摘のように私も思います。

それでは、実は松重先生の御提案を事務局は、もう既にある程度配慮してくれているようですので、そこも含めてお聞きいただければと思いますが、では事務局、お願いします。

【事務局】 資料1の「はじめに」と第1章の部分を御紹介いたします。

今、事務局の方の手落ちがございまして、松重先生の御提案は、調整の段階で第2章の方に移っております。大変申し訳ございません。また、第2章のときに併せて私から御紹介をいたします。おわびして訂正いたします。

まず「はじめに」というところ、資料1の2ページを見ていただきたいと思えます。

これまでの議論の経緯、我々の専門調査会で進めてきた内容について概要を書いております。

1月に始めました第27回の会合で、過去4年間の総合科学技術会議の専門調査会における取組みというのを紹介いたしましたし、その後、第3期の科学技術基本計画を紹介し、知的財産の創造、保護、活用に関して、さらなる取組みを進めるために、知的財産戦略専門調査会でこれまで3回、今回を入れまして4回の検討を進めてきたわけでございます。そういった経緯が書いてございます。

冒頭の最初のパラグラフのところには、そういった過去の4年間の取組み、特に毎年「知的財産戦略について」をとりまとめきて意見具申をしてきたこと。これらは第2期科学技術基本計画の下で具体的な施策を推進したものだということ。

また、第2番目のパラグラフには、そうした具体的施策は、各年の知的財産推進計画に反映され、国家的な取組みにつながってきたということ。

また、3つ目のパラグラフは、そうした結果として大学での知的財産本部の整備などや、ルール整備、こういったことで大学における知的財産活動が着実に進展してきたこと。

また、次のパラグラフは、先ほど申しましたように、本年3月28日に決定された第3期科学技術基本計画において、知的財産に関するさまざまな重要課題が挙げられているということ。

最後のパラグラフは、そのために計5回と書いておりますが、次回を入れて5回、集中的な検討を行ってきたこと。

1枚めくっていただきまして、最初のパラグラフでございますが、大学等の知的財産への活用や管理、こういうことに関しましては、委員の方々から将来的な大学知財本部やTLOの連携や機能強化が必要であること、また、特許出願の管理に関しても基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していく。こういったような戦略的な取組みの重要性が指摘されたこと。

2番目のパラグラフに行きますと、知的財産による地域の振興や人材育成に関しまして、大学と地域の連携による自主的な取組みであるとか、あるいは知的財産関連人材の育成が極めて重要だということ。また、これまで委員の方々からいただいた意見、地域の振興に関する具体策もございま

したが、それらの施策というのは、人材育成にも関するものであったため、知的財産関連人材の章に整理したこと。

また、御記憶かと思いますが、前回、九州工業大学と岩手大学からのプレゼンの中には、地方財政再建促進特別措置法の運用緩和を要請する意見が複数あったということを付言しておく、こういうことを記載してございます。

その上で、今、申しましたように、地域の問題を人材育成に整理して、下から2番目のパラグラフに書いてありますが、3つの項目に今回の提言をとりまとめるという形にしてはどうかと、こういう形で整理をしてございます。

4ページの第1章にまいります。

「Ⅰ．大学等の知的財産の活用の促進」でございます。括弧書きの中に基本認識が書いてございますが、2月の会合の際に、私ども事務局の方から大学等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査をいろいろ御紹介をいたしました。

大学の知的財産本部などでは、機関一元管理を原則とした体制であるとか、知的財産ポリシーを始め、ルール整備が相当進んでいると。しかし、それを実効あるものとしていくためには、今後も引き続きさまざまなルール整備を着実に進めていく必要があるということ。

また、真ん中の段でございますが、産学官連携を推進し、大学の知的財産を社会に有効に活用していく、このために大学の知財本部やTLOの連携の在り方や機能強化が不可欠であること。

また、次の段は、昨年の専門調査会において、研究における知的財産の使用の円滑化のためのプロジェクトチームの設置というのを決定していただいておりますが、次回会合でその結果を報告する予定でございます。そこでつくられたガイドラインに基づいて大学等における知的財産の使用の円滑化を推進していくことが必要であること。

また、森下専門委員や秋元専門委員、平田専門委員などから御指摘がございましたライフサイエンス分野において、知的財産に関する諸問題に取り組む必要があること。こういったようなことを基本認識として掲げてございます。

それ以下の各論の説明に移りますが、ちょっとこの資料の内容、太字で書いている部分と細字で書いている部分がございます。太字で書いている部分が次回会合で最終的なとりまとめとして残る形となり、今回は議論を円滑に行うために、各委員の意見というのが細字で付いてございますが、ここの部分は最終的なとりまとめからは削除すると、こういうような形で考えてございますので、御了承をいただきたいと思っております。

まず、5ページでございますが「1．大学知的財産本部とTLOの連携を強化する」でございます。

18年度も大学の知財本部やTLOの活動状況に関してフォローアップを行っていくこと。また、その際、横山専門委員から企業の要求におもねっているというような指摘がございましたから、企業、大学双方の幅広い関係者の意見を聞いて評価を行っていくというのが1番目の施策でございます。

2番目の施策は、18年度中に大学知財本部とTLOとの多様な連携形態を前提として、両者の連

携の在り方や機能強化のための方策を検討し公表していった、大学自ら、またはTLO自らが最適な体制構築に向けた検討を行うよう促すということでございます。

また、6ページでございます。

利益相反に関するところでございますが、1つ目の は、大学の利益相反ポリシーや利益相反マネージメントに関する事例研究に基づいて、その内容を周知し、各大学の整備状況を調査・公表することを通じて、いまだ未整備の大学についての整備を促していこうということでございます。

また、2つ目の項目は、医学分野における利益相反マネージメントでございます。平成18年2月にガイドラインが公表されておりますので、その周知をするということ。それから、そこで得られた具体的なノウハウについての事例研究を行って、その結果を提供していこうということでございます。

また、7ページに行きますと「3. 共同研究契約の柔軟性と迅速性を確保する」、いわゆる不実施補償の関係でございます。

1つ目の施策は、特許法73条、これは例えば大学と企業の共願に係る特許についてのルールを定めた規定でございますけれども、その運用実態を含めて、共有特許のライセンスの現状や課題について調査するというところでございます。

2つ目の施策は、共同研究における契約を柔軟かつ迅速に行うために、契約交渉の事例を整理すると。

それから、竹岡専門委員からも御指摘がございましたが、不実施補償の問題は、分野間で差異があるということでございますので、分野別の契約モデルを作成していった、迅速な契約につなげると。そのための研修の充実や普及を図るということでございます。

8ページにまいりますと、一番上の段でございますが、大学技術移転協議会と日本知的財産協会の協力を得て、契約の柔軟化、迅速化を進めるため、産学関係者による議論の場を提供していくということでございます。

昨年までの施策は、どちらかという、柔軟性のみを強調したような施策でございましたけれども、柔軟になったはなったで、契約に非常に時間がかかっているという問題がございますから、より迅速性という観点から議論を深めていただきたいということでございます。

「4. 共同研究における学生の位置付けを明確化する」という項目でございますが、平成18年度中に共同研究等におけるポストドクターや学生による発明の権利の帰属や守秘義務等に関する大学の規則等の整備状況や契約実態について調査を行い、先進的な事例を活用していったらおうということでございます。学生の位置づけに関する大学の規則等の整備は、まだまだ十分ではない点があるという認識に基づくものでございます。

9ページでございますが「5. 国際的な共同研究契約のための取組を強化する」でございます。

1つ目の施策は、日本の大学と海外企業との間での契約において生じる問題などの留意事項について調査分析を行って、それを参考にさせていただくよう公表していこうということでございます。

また、2つ目の施策は、シーズの発掘から産学の共同研究につなげる研究事業。これは、18年度予算で「産学共同シーズ・イノベーション事業」というのが始まるわけでございますが、そういう

事業におきまして、産学双方が研究課題の設定段階から対話を行って、長期的な視点に立った計画的目標設定を行うと。こういうことをできるだけ実務に定着していこうという施策でございます。

3つ目の9ページの一番下の行でございますけれども、こうした大学が海外企業との共同研究を円滑に受けられるようにするための体制整備や情報発信をやっていこうということ。

また「6. ライセンス対価としての株式取得・売却ルールを整備する」でございますが、昨年の施策でも2行目、3行目に書いてございますが、ライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いの通知、これができまして大学に周知をしていったわけでございますが、今年度はそれに加えて学内規則の策定を促す、それから株式の取得から売却までの一連の行為を円滑にするためのガイドライン作成に向けた調査研究を行って公表していくというのが対策でございます。

「7. 紛争処理体制を整備する」は、特許法69条の規定の関係で大学も知的財産に関する紛争に係る場合が生じてくるわけでございますが、最後の2行にございますように、JSTに紛争解決相談窓口を設置し、それを広く周知して使っていただくというのが施策でございます。

11ページの「8. 研究における知的財産権の使用を円滑化する」は、先ほどちょっと御紹介をしましたが、この専門調査会の下に設けられましたプロジェクトチーム、ワーキンググループで研究ライセンスに関する指針、これは18年5月に報告予定と括弧書きで書いてございますが、これを広く周知していくということ。また、その研究ライセンスを簡便に行うためのモデル例や先行事例集を作成し公表していくということ。

2つ目の施策は、大学がそうした研究ライセンスに関する学内体制などの整備をしていく状況を見て、平成18年度以降に研究ライセンスに関するポリシーや規則の整備状況などを調査し、総合科学技術会議の本専門調査会を念頭に置いておりますが、そこに報告をするということでございます。

9. はライフサイエンス分野でございます。平成18年度中に、ライフサイエンス分野における、汎用性が高く代替性の低いリサーチツール特許に関する使用の円滑化の問題。先端医療技術の特許保護の在り方、それからライフサイエンスに関する知的財産人材の確保など、そういった諸問題について総合科学技術会議の下で検討し、必要な措置を講ずるということでございます。

13ページにまいります。コンテンツ分野でございます。デザインやコンテンツなどの融合分野における知的創造活動を促進するため、工学系と芸術系などの連携の下での基盤的な研究開発を支援していく。

具体的な支援事業としましては、JSTがやっております戦略的創造研究推進事業であるとか、振興調整費でやっておりますデジタルコンテンツ創造のための研究開発等、こういったようなものがございますので、そういうのを引き続き支援していくということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の「はじめに」と、それから「I. 大学等の知的財産の活用の促進」について御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

【竹岡専門委員】 1点だけ申し上げます。6ページ目の「2. 利益相反マネージメントを強化する」です。

これは、文科省さんの御意見だけということになるんですけども、基本的に利益相反マネージメントに関してポリシーとかマネージメントに関する事例研究を基にして結果を周知するとともに、整備状況というところにまだ置かれているのかなど。

基本的に、これは非常に整備自体がされていない大学もまだまだたくさんありますが、旧帝大を始めとして、それから主立った大きな公的研究機関とかは、利益相反マネージメントをもう運用し始めていると。

基本的には、整備をただで、規定を置いただけで済みとなってしまっていることがあるのが実態なので、整備だけではマネージメントになっていないんです。利益相反マネージメントというのは、規定をつくれればいいという話ではなくて、動かすということが大事なので、この整備状況だけではなくて、その運用状況についても調査をしていただきたい。それによって活用を促していただきたい。

前に申し上げましたように、私はお金を出す側が、将来的には利益相反マネージメントを要求するという体制に持っていけないと、やはり産学連携に対してこれだけの予算をつぎ込んでいるということに対する批判があったときに、きちんと申し開きができないというのはまずいので、将来的にはお金をつぎ込む前提としては、つぎ込みたいのというか、つぎ込む必要があるんで、これは是非各大学に運用を求めていくという方向になっていくべきではないかと思っています。そのためには、是非整備だけではなくて、運用という言葉も1点入れていただきたいと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。私は賛成ですが、現在の文科省の調査で手に余ることになっているのかどうか、どうなんですか。

【事務局】 ちょっと文科省の方がいらっしゃるの。

【阿部会長】 今日お答えいただく必要はございません。後で事務的に、全部いちいち各省のことを聞いていたら切りがないから。

【事務局】 失礼しました。竹岡先生の御指摘を踏まえて、実行できるよう調整したいと思います。

【阿部会長】 では、ほかの御意見はいかがでしょう。第1章、端書きでも結構ですが、よろしいですか。

それでは、また改めて全体を見ていただくこともあろうかと思しますので、次の第2章に移らせていただきます。

「11. 大学等の知的財産の管理体制等の強化」であります。事務局、お願いします。

【事務局】 資料の14ページでございます。

まず、基本認識のところでございますけれども、大学では、知的財産本部ができた当初、研究者の知的財産に関する認識を高めることに重点を置いて、できるだけ発明提案を特許出願すると、こういったような対応をしてきた大学が多うございまして、その結果、特許出願も伸びてきましたが、やはりこれらの特許出願、国内出願が多く、国際的な権利取得というのが、まだ限られているという状況でございます。

しかし、大学における研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的な基本特許につながる可能性があるものも含まれているわけでありまして、こうした優れた発明をどうやって選別して、国際的な権利取得につなげていくかというのが大きな課題だと認識しております。

このため、大学では件数のみに偏ることなく、質の重視を念頭に重要な発明を国際的に権利取得していくと、そういったより戦略的な知財管理が求められていること。

また、企業の方におきましては、重複研究の防止や基本特許重視の観点から、国際的な権利取得に重点を置いた量から質への転換、こういうことが求められているということでございます。

また、特許情報について、この専門調査会で多数の御意見をいただきました。特許情報は研究者にとって論文情報と並ぶ有益な情報であって、こうした特許情報を研究開発に最大限活用するため、国が保有するすべての特許情報や検索ツールを公共財と位置づけて迅速かつ利便性の高い形で研究者に提供していく必要があるということが記載してございます。

具体的な施策に移りますと、15 ページでございます。

まず「1. 知的財産の管理・価値評価を充実する」ということでございます。今、申しましたように、件数主義だけではなくて、質の重視、それからよりよいものを選別して国際特許につなげていくというような観点を考えますと、知財の管理や価値評価が非常に重要になってまいります。そのための指標というのを作成しようというのが、1 番目の施策でございます。

また、15 ページの下の 2 行でございますが、大学の知的財産担当者の管理能力向上のために、大学に現在派遣されております知的財産専門家、知的財産管理アドバイザーでございますけれども、従来は、相談業務が主たる業務でございましたが、18 年度は先行技術調査であるとか、発明評価、権利化ライセンス、こういったようなものをまとめた管理マニュアルを用いた指導をその業務に含めていこうということでございます。

3 つ目は、特許出願、技術動向調査というものでございますが、この技術動向調査というのは、特許庁が毎年やっている調査でございますが、科学技術基本計画で定めた重点推進 4 分野及び推進 4 分野を中心にテーマを選定して、作成している調査でございます。

こういった調査を始めるに当たりましては、大学研究者のニーズをよく把握して、それに基づいて調査を行って成果物を広く利用促進してもらおうと、こういうのがこの施策でございます。

次でございますが、本専門調査会でもパテントマップの有効活用という指摘がいろいろ出されてございます。しかし、パテントマップというものはどういうものかということから始まって、まだなじみのない方々も多うございますし、そこで民間企業で大学が作成したパテントマップの事例や、パテントマップ作成のノウハウ、これらを整理して大学に提供しようということでございます。

2 番は、国際的な特許出願の支援でございます。16 ページから 17 ページの冒頭 2 行でございますが、J S T 等による大学や T L O に対する海外特許出願経費の支援を充実するということでございます。

平成 16 年度では、695 件、平成 17 年度は 1,300 件程度という形で予算が確保されておりますが、これを更に 18 年度は伸ばしていきたいということでございます。

3 番は、特許関係費用の減免措置でございます。先ほど、松重専門委員、大変失礼いたしました。

事務局の方の手落ちでございまして、もともと第1章にあったのをこちらに移したという関係で説明が前後しました。

内容を説明いたしますと、特許関係費用の減免措置でございますけれども、18年度中に発明者にポストドクや学生、他大学の研究者が含まれる場合、それからTLOから大学へ権利移転する場合、こういったような場合に、大学において生じるさまざまな事例についての減免措置の適用基準を明確化する。また、制度上、減免措置が適用できないものについて減免の必要性を検討し、必要に応じ、法改正等制度整備するということでございます。松重専門委員の御説明に加えて、以前から本田専門委員からも問題提起がございましたので、それらを含めた記載としてございます。

「4. 大学に対する弁理士の支援活動を促す」ですが、日本弁理士会の支援状況を3つここに挙げさせていただいておりますが、1つ目は、地域の中小企業や大学からの出願ニーズに適切に対応できる弁理士情報というのを提供するために、日本弁理士会が都道府県に設けた地域窓口を通じて、そういった情報を提供していただく、そういう弁理士会の取組みを奨励する。これは、本年度から開催されたと聞いております。

また、2番目でございますけれども、大学の知財担当者や教職員などの実務能力向上のために、各地の大学に日本弁理士会が出向いて知的財産の制度整備や出願・契約・紛争の相談等、こういったような支援活動をやっていただこうということでございます。

また、3つ目は、大学の出願等の代理の授権に伴い生じるコンフリクトの問題。これは大学が企業と共同研究をしている場合に、その授権を引き受けようとする弁理士さんが別の企業の授権もやっている場合に、コンフリクトの問題が生じるわけでございまして、そういうことを弁理士会による研修を通じて周知していった、弁理士側の適切な対応をやっていただこうということでございます。

5番に入りますと、特許情報でございます。

1つ目は、特許情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館でございます。これについて、18年度は、迅速なアクセスを確保するための改善を行うこと。それから公報テキストの全文検索のために必要となる検索項目の増加などにより、検索機能を強化していくということでございます。

19ページに移りますと、2つ目の施策でございますけれども、18年度から特許電子図書館で国内公報と外国公報を同時に検索する機能を追加するということでございます。

また、3つ目の施策でございますけれども、少し段を空けて整理して書いております。この専門調査会で特許情報と学術情報のリンケージに関する指摘を多数いただきました。それを実行するためには、1つ目は特許庁側のシステムの対応、それからその情報を文科省といいますか、JSTなどがやっているサービスに移して使っていくためのシステム改造の2点が必要になるわけでございまして、御紹介しますと、大学等の研究者が論文等の書誌情報と特許情報等を同時に検索できるようにするため、1番でございますが、利用者が公報に直接アクセスし、特許情報を利用できるシステム、これを開発すると。これが特許庁側の措置でございます。

その上で2番でございますけれども、その開発されたシステムによる特許情報のデータを用いて、

論文等の書誌情報と特許情報とを統合して検索するシステムを開発し、大学への普及を促すということでございます。

システム関係の詳細な詰めが必要でございまして、今の原案は18年度中に講ずると書いてございますけれども、実際にどこまでできるかというのを、今、調整中でございますが、できる限りこれをやる方向で話を進めているところでございます。

20ページでございます。

大学による特許情報の活用を促進するために、特許情報データベースを独自に所有し、学生や研究者による利用を進めている大学の取組みを、先進的な事例として広く大学に周知するというところでございます。

念頭に置いているのは山口大学でございますけれども、例えばこの大学では山口大学固有の特許電子図書館というのを自らのデータベースでつくって持っていて、学内サーバーを設置して、教官や学生が使えるし、知財の授業でも特許情報検索を教えていると。そこでは、全文テキストデータの検索なども可能になっていると、こういうようなことでございます。

「6. ライフサイエンス分野のデータベースを整備する」でございますが、平田専門委員から御意見が出た項目でございますけれども、19年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うために、18年度も引き続き総合科学技術会議の下で、データベースに関する調査研究を行うということでございます。

資料の説明は以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、第2章について御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、渡部専門委員お願いします。

【渡部専門委員】 15ページの「1. 知的財産の管理・価値評価の充実する」というところなんですけれども、これはもともと大学の特許とか、数だけではなくて質も見ていきたいと思いますけれども、そうだとすると、どういう出願の仕方をしているかとか、あるいは30条適用があるような出願なのかどうかとか、実際活用されているのかとか、そういうことをモニターしていくということだと思えますけれども、この書き方のように、企業や大学における管理・評価と書かれていると、知的財産の一般的な評価をどうするかという話で、企業はオンバランスがとてできないので、知財情報開示になったという財務的な評価の話に見えるので、それは非常に難易度の高い話で、これを大学でやるというのは、なかなか難しいだろうと。やるんだったら、公的研究機関とか、そういうところでやった方がいいんじゃないかと思いますが、ちょっとその辺の書きぶりと、根拠となる意見のところは合っていないような気がしました。

【阿部会長】 済みません、私、ちょっとフォローできなかったんですが、15ページですか。

【渡部専門委員】 15ページの「1. 知的財産の管理・価値評価を充実する」というところです。

【阿部会長】 その「企業や大学が」というところですか。

【渡部専門委員】 「企業や大学が、知的財産の価値を適正に評価して管理する実務の充実を促すため」と、それで「管理や価値評価のための指標を作成する」という部分です。

【阿部会長】 大学にはとてもできないと。

【渡部専門委員】 この下に書いてあるのは、結局、数に加えて質の評価もやっていかないとだめですよ。これは、実際に活用されているのかどうかとか、そういうところをモニターしていくということが多分中心になるのではないかと思うんです。

書きぶりを「企業や大学が」と書いてあって、価値評価というと、知財価値評価の話に見えるんです。これは企業が一生懸命知財の価値評価をどうするかという議論を前にやっていましたね。結果的には、知財情報開示に落ち着いたと、あの話のように見えるので、だからちょっと書きぶりが違うのではないかと。

【阿部会長】 事務局、どうですか。

【事務局】 ちょっと1点質問をよろしいでしょうか。書きぶりが違うということですが、渡部専門委員はどういうふうにすればいいかというところで、お聞きしたいところがあるんですけども、例えば価値評価ではなくて活用に関する評価指標をつくるというイメージなのか、あるいは活用のための全く別の政策をもう少し考えろということなのか。

【渡部専門委員】 活用が行われている状況について管理をきちんとしていくということだと思うんです。価値評価と書くとは何か違う話のように見えるんです。

【阿部会長】 どうぞ。

【澤井専門委員】 私も渡部先生と同意見がどうかわかりませんが「企業や大学が」の「企業や」を削除した方がいいと思うんです。

理由は2つあって、企業では、今、いろんなことを既にやっていますと。それから、この章のタイトルが「大学等」になっていて、この章の中のほかのところも全部大学に焦点が当たっていますから、ここだけ「企業や大学が」と並列で来ないで、ここは「大学が」というふうにして、大学が本来持っているミッションに合わせて、ある種の管理のための考え方をやっていくという方が全体のバランスがいいような感じがしますので「企業や」という部分を削除するのがいいと思います。

以上です。

【阿部会長】 今の点は、いかがでしょうか。

どうぞ。

【森下専門委員】 関連してなんですけれども、1つ主語がよくわからないんですが、経済産業省がつくるのか、大学がつくるのかがわからないということ。それから、大学が入ることになると、経済産業省・文部科学省にしないと、知財本部の評価ができなくなるのではないかとという点で、ちょっと主体がよくわからないというところがありまして、恐らく言われているのは、大学で数だけが評価されていて、質を評価されていないところを改善しなければいけないというのが趣旨だと思うので、そういう意味からしますと、大学などがするための指標を文部科学省・経済産業省でつくっていったら、その事例を公開するといった話ではないかと理解するんですが。

【阿部会長】 これは、質問と見てもいいんですね。どうですか。

【事務局】 今の点ですが、冒頭に企業と書いてありまして、どちらかというところ、企業を主体とした指標の方が今の企業の管理状況からいって必要かなと、こういう認識で経済産業省となっております。

ます。

しかし、澤井専門委員からの御指摘を踏まえまして、大学を主にしますと、当然森下専門委員の言われるように文部科学省を入れないとおかしいと思いますし、その際に、単に価値評価だけでなく、活用を念頭に置いてどういう政策が可能かというのを、もう少し今いただいたいろいろな意見を参考にして考えていきたいと思います。

【阿部会長】 この件はいかがですか。では、松重専門委員、竹岡専門委員。

【松重専門委員】 この価値の意味なんですけれども、活用状況を評価するというのが価値なのか、むしろ、今、大学に直面しているは非常にたくさんの特許が出ていまして、これを早く評価していないとたまるばかりという形で、実質的な評価を我々はやるうとしているんです。

そのときに、大学特有の、いわゆる基盤的といいますか、非常に長期的な基本特許であるとか、その辺りは逆にいいますと、各大学の特性になるかなと、一律的なガイドラインは必要かと思うんですけれども、それは大学自身が決めることかなという印象を持っております。

【阿部会長】 どうぞ、竹岡専門委員。

【竹岡専門委員】 最低限というより価値評価という言葉をやめた方がいいと思います。この言葉は全然違う意味で、要するに知的財産の財務諸表における評価というのは、今、非常にホットなイシューになっておりますので、ぱっと読んだときにはこっちの方向で取られますし、特に企業と出てきますと絶対にそうなんです。多分世間的には全然意味していることと違う内容に受け取られると思いますから、ここは言葉遣いから変えた方がいいのではないかと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。この件について何かございますか。

それでは「企業や」というところは取りまして、価値評価については松重専門委員が言われたような趣旨も踏まえて工夫をしてもらおうということでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 ありがとうございます。では、ほかの点でお願いします。

どうぞ。

【荒井専門委員】 17ページの「3. 特許関係費用の減免措置を見直す」についてですが、先ほど松重専門委員からお話がありました点が、最初の に付いているんだと思います。ここに発明者にポストドクや学生が含まれる場合の運用基準を18年度中に明確化するというのがございますが、これは松重専門委員の資料の2ページにある産業技術力強化法からすると、明らかに含まれないわけですから、これから検討し、必要に応じ法改正等制度を整備するというよりも、これは明らかだと思いますので、5月11日の次の会合までにはっきりさせていただいて、制度上できないものについては法改正を行うとはっきり書いていただいた方が方針が決まればいいと思います。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【本田専門委員】 今の点に関連しまして、例えばアメリカの制度ですと、スモールエンティティという制度があって、そのときに出願人の特性でアカデミックというか、研究機関であれば一律

減免というような制度もありますので、是非それも参考にさせていただければと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、今の2人の専門委員の趣旨を踏まえて、事務局で若干調べる必要があるかもしれませんが、今度の2人の趣旨に沿って修文をするということでもいいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 ありがとうございます。では、ほかの点はいかがでしょうか。

森下専門委員、本田専門委員の順番でお願いします。

【森下専門委員】 16ページの最後の「2. 国際的な特許出願を支援する」なのですが、ここは当然やるべきだと思うんですけども、JSTを通してというのが基本的に中心としての書きぶりに見えるんですが、結構大学の現場にいますと、JSTを必ず通さなければいけないということになりますと、二段階式になりまして、非常に大学の知財本部とJSTの関係等もある中で、本当に海外特許まで本当に出るのかどうかというのは、なかなか判断に時間かかってくるという現状があります。

その意味では、JSTだけではなくて、大学の知財本部を含めたような形でより支援をしていただいて、場合によっては、国際知財本部のような形で、もう少し国際海外特許出願に関しては支援を充実してほしいということで、やや書きぶりを、ほかの選択肢も含めて、新しい制度を含めての創設もあり得るということで考えていただければと思います。

【阿部会長】 そのとおりだと思いますが、新しい制度について、どんなものを書くのがいいのか、迷うところもあるんですけども、先生、何かございますか。

【森下専門委員】 やはりグローバルな知財本部といえますか、やはり海外特許出願まで大型の大学とか、あるいは大型の研究機関が、やはり自前で持つべきではないかと思います。実際にJSTで私も最近出しているんですけども、非常に知財本部とJSTの間でも時間がかかるということがありまして、出るのか出ないのかよくわからないと。やはり現場からいくと、できるだけ速やかに返事をしていただくというのが、もともと知財一元管理の趣旨だと思いますので、そうした観点からいくと、やはり知財本部の少し大型版を、前回スーパー産学官連携本部というのも新しく産学官連携で作りましただけども、やはり国際知財本部なりグローバル知財本部という形の制度とこのをつくってあげればと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。ここは松重先生ほか、大学の関係者は何人がおられますから、今の御意見はいかがでしょう。

どうぞ、本田専門委員。

【本田専門委員】 まず、森下先生の御意見を受けまして、迅速に出願して評価する機関が2つあとなると、やはりどうしても時間がかかってしまって、そうすると、早くに申請を出さなければいけないという事態になると思うんです。

そうすると、実際に国内出願をして、海外の市場動向を見たりなんていうような時間的な余裕がますますなくなってくると思いますので、やはり活用を重視した海外出願支援ということを考えますと、やはりその期間は短い方がより活用しやすいと思います。

一方で、実際にJSTさんは海外特許出願の依頼というか、申請をするケースがたくさんあると思うんですけども、かなりいろんな案件、質に関してもかなりさまざまなものがあるのではないかと思います。そういうものをきちんと評価する制度というの構築すべきだと思います。

その上、JSTさんが支援だけではなくて、各大学でちゃんと活用する体制を構築させるための機能、役割も担ってほしいと思います。

例えば、各国移行をするというようなジャッジにおいては、その大学でちゃんと活用するという体制が整っているのかどうかというような視点から評価をしていただいたりとか、そういう視点で評価していただければ、各大学の活用というのが進むのではないかと思いますので、是非、支援が充実するということですので、評価についてもしっかりやっていただきたいと思います。

【阿部会長】 JSTは、聞くところによりますと、この海外特許出願について、更に充実をしていきたいというふうに、私は正確に聞いているわけではありませんけれども、簡単に言えば併せていろんなシステム改革も一緒にということですね。

松重先生、さっきの国際知財本部も含めて。

【松重専門委員】 先ほど森下専門委員が言われていたように、今、JSTでされているのは確かにいいんですけども、全体予算がわからないし、各大学から出てくると、予算がもういっぱいになるとだめになるという話で、自立性といいますか、不透明性があると思います。そういった面では、責任とアカウンタビリティも含めて、各やれるところにはそういうものをやる。

もう一つは、次の議論になると思うんですけども、国際の知財の人材の話が出てくるかと思うんですけども、それも絡めると各大学、ないしはそういったところで申請からマネジメント、活用まで、ちゃんと責任を持つ体制が望ましいのではないかと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。この件について、ほかの専門委員の方、どうぞ。

【竹岡専門委員】 やはり現場で見ていると、共同研究の国際化というのが、各大学あるいは公的研究機関におきまして、ものすごい早さで進んでおります。これは、そうなってくると国際出願が必須の世界になってきます。スーパー何とかとするかどうかというのは、よくわかりませんが、少なくとも知財本部に対する支援というのは、非常に必要になってくるのではないかと思います。

ここをクリアしないと、日本の大学が海外の企業、海外の研究機関、あるいは大学等をもっと積極的にやっていくというところには、どうしても踏み込めないのではないかと思います。ですから、JSTさんの支援とともに、大学に対するそういう人材の活用みたいなものに対する支援というものは、やはりあった方がいいのではないかと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【森下専門委員】 追加の補足なんですけど、JSTさんの役割は非常に重要だと思っていて、特に単独で国際出願の数がそれほどない大学というのが、かなりの部分あると思うんです。そういうところを面倒見するという形で、むしろJSTさんが存在していて、逆に大学の中でほとんどが国際特許になるんだという大型大学に関して言えば、その内部にちゃんとそういう機能を持って、先ほどお話ありましたようにそこで人材育成をして、国際特許まで見通せるような人が周りにいない

と、基本的に特許を出す意味はないと思いますので、そういった意味で2つがうまく並立すればいいという趣旨だと御理解いただければと思います。

【阿部会長】 渡部先生、今の件いかがですか。

【渡部専門委員】 大変結構だと思います。また後で御発言させていただきます。

【阿部会長】 そうしましたら、事務局で国際知財本部という形がいいかどうかも含めて、そういうアクティビティーの非常に高い大学が国際戦略を持てるようにするには、今の海外特許を中心にどうすればいいか。それと、JSTに対して、更にこうあってほしいということもあろうかと思えますので、少し調べてまた、次回最終回になるかもしれませんが、御相談をさせていただくことにいたします。ありがとうございました。

本田専門委員は、さっき別なところも手を挙げられましたが、これでいいんですか。

【本田専門委員】 結構です。

【阿部会長】 では、ほかの点は、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。渡部専門委員も第3章に行っていいますか。

それでは、第3章に行かせていただきます。第3章は「知的財産関連人材の育成・確保」ということでございます。この章に関連しまして、渡部専門委員、荒井専門委員から資料の提出がありましたので、最初に渡部専門委員から御紹介をいただいて、次に荒井専門委員から御紹介をいただいてという順番にさせていただきたいと思えます。

それでは、よろしく願いいたします。

【渡部専門委員】 それでは、人材育成ということでありまして、実はこれは前回発言しようとした内容が入っておりまして、前回提出した資料が引き合いに出してしまっていて、そういう位置づけの文書でございます。前回、知財人材育成総合戦略ということの中で、国際的に闘える人材、先端技術を理解できる人材、融合人材、これは非常にメッセージとしてわかりやすく重要な課題だと思います。

この国際融合人材の育成ということに力を入れていくというのが、非常に重要だということで、その具体的な中身としては、先端技術を理解できる人材のカテゴリーに寄与する、前回も御指摘がありましたけれども、理工系の法科大学院への入学比率が減少しているということで、これはもともともとたくさん入ってもらわなければいけないということでモニターしているところで、逆に減少傾向ということで、ここは非常に重要だと思います。

司法試験の選択科目の比重が問題とか、弁理士になりやすくするインセンティブの思い切った設計とか、こういうことが非常に重要だということが1点。

それから、海外留学の支援ということで、これは我々知財人材育成をやっておりますけれども、育成対象者だけでなく、それから育成側としても非常に強いニーズがあります。特にポスドクとか理系の方々に、ともかく海外のロースクールに行っていていただいて、こちらの国際融合、英語もできるという人材に育ててほしいということで、何かの形で実現をしていただきたい。

そのときに、ただそこまでやって育てても、結局思ったとおりの仕事をしてくれるかということもあるでしょうし、下手するとアメリカに行ったまま敵方に付いてしまうということでも困ります

ので、これはやはり組織、例えば科学技術人材に分類される人であれば大学に所属して、大学が派遣をするのに対して支援をするという、そこら辺の仕組みを考えないといけないと思います。

どこに所属しているかということによって、仕組みとか、財源とかも変わってくるんだと思いますけれども、いずれにしても、ここはやはり非常にニーズのあるところということでもあります。

その下、今、下線のところを拾っていっていますが、弁理士について、活用を意識した明細書を書けるということが、最近の大きな変化がある部分だということが、わかってきていまして、昔は対特許庁の仕事をされていたのが、今は本当に企業のエージェント、あるいは大学のエージェントとして活躍していただくということで、活用を意識した明細書を書けるような人材を弁理士資格者に教育することが重要だろうということです。

基本的には、まず技術がわかっていないといけないということで、技術系の優れた方にもっとプロモーションして弁理士になってもらうということも必要なのではないかと考えています。

次のページでありますけれども、ここは先ほどからも出ていましたけれども、大学の国際知財戦略、いろんなことがあると思います。紛争もあると思いますし、情報発信もあると思いますし、国際人材の育成、大学が行うというところは、1つ独立した施策としてやっていく必要があるのではないかと考えていまして、ここについては少ししっかりした、さっき国際知財本部という話もありましたけれども、人材育成も含めて取り組むべきことだと思います。

それから、その下のオープンイノベーションのためということで、これは短い時間で説明しきれませんが、大学はもともとオープンイノベーションなんです。だから、そのバランスをどうやって取っていくか。あるいは東アジア、今、大学もたくさん中国に事務所を持って、東大も2つか3つ事務所があると思いますけれども、産学連携も国際的にやっているという中で、どういう形でやるか、これは個々の国際知財本部みたいなこととともに、マネージメントできるような人材を育成することが必要だということです。

最後、地域の話、これも前回非常にいい話を聞かせていただきまして、いろいろな工夫、マネージメントのノウハウを蓄積されているということがわかりましたが、これは前々回プレゼンをさせていただきましたが、地域のためと言っているTLOなんかも十分、地域ごとにどういうふうに活用していくかということのミッションの設計をきちんとして、地域においてもそれができる産学連携人材が必要だということがあると思います。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、荒井専門委員、お願いいたします。

【荒井専門委員】 資料4に沿いまして説明させていただきます。

国際融合科学人材の育成が必要だと思っております。「1.趣旨」にございますが、第3期科学技術基本計画においても、イノベーションが非常に大事だと言われており、その場合に人材が大事ということで、科学技術関係人材につきましては、研究開発を行う人材に加えて、これらをイノベーションにつなげる融合人材が必要になっていると思います。そういう意味で、国際的に闘える融合科学人材の育成が急務だと思います。「2.具体的施策」にございますが、具体的には(1)

として、例えばポスドク等の理系人材が(2)にございますように、英語が堪能で国際感覚を備え、知財にも詳しい人材をつくるべく、アメリカのロースクールに留学していただく。その場合、3年留学してアメリカの弁護士資格を取って帰って来ていただくということでございます。

(3)は、9ページにもいろいろ国際的な共同研究契約が大事だとか、今の御議論の中にも、国際出願が大事という御議論が多くございましたので、そのようなニーズに応じて大学等において海外とのライセンス交渉、その他最前線で活躍していただくということでございます。

軌道に乗るまで5年ぐらい、ポスドクの方がこういう分野で活躍できるキャリアパスがはっきりしたら、あとは自動的にできると思いますが、その間5年ぐらい政府がこういう支援をやったらいいと思います。例えば、毎年100人ずつぐらい3年間送って、こういう人材を育成する。そういう事業を5年ぐらい続ける必要があるということでございます。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。

それでは、事務局から、第3章の説明をしてください。

【事務局】 資料の21ページでございます。第3章の「基本認識」でございますが、最初の4行のところには、大学や企業において創出された優れた知的財産を社会において活用していくためには、知的財産の専門知識を持った人材の育成・確保が不可欠であること。とりわけ、大学が国内のみならず、国際的な産学官連携や海外での事業化を念頭に置き、知的財産権を国際的に取得し活用していくためには、大学知財本部やTLOにおいて、国際的な知的財産専門人材を確保していく必要があり、そのための育成策を推進することが極めて重要。

また、次のパラグラフでございますが、知的財産に関する人材というのは、地域の振興や大学と地域の連携等においても必要になっているということ。

こうした人材を育成して、社会に供給していくためには、大学における知的財産教育の充実というのが不可欠でございます。そのために知的財産専門職大学院、現在2つございますけれども、それを始めとして、さまざまな大学において知的財産に関する体系的な教育プログラムが充実することが望ましいこと。

こういったことを基本認識として挙げてございます。

具体策でございます。21ページの下の方の2行のところでございます。荒井専門委員及び渡部専門委員からも御指摘がございました。委員からの御指摘ほど、まだ現在の案は突っ込んだ書きぶりにはなってございませんけれども、知的財産を活用して国際的な事業展開を進めるため、平成18年度から先端技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する専門人材の育成・確保に取り組むこと。

2.は「TLOの人材を育成する」という観点でございますが、現在スーパーTLOによる知的財産人材育成を進めているわけでございますが、平成18年度は中間評価を行うということでございまして、そこで人材育成について分析をしっかりと行っていただいて、効果的な施策を充実していただくというのが、1番目の施策でございます。

次の施策は、本田専門委員からスーパーTLO以外にもさまざまな研修があるという御指摘をい

ただいておりますので、それを前提にTLOの知的財産人材の育成のための研修について、育成対象者の経歴や他の研修の受講経歴等も考慮して、多様な人材育成プログラムの提供を支援していくこと。これが2番目の施策でございます。

23ページにまいりますと、知的財産関係の人材ネットワークでございます。3月の会合、岩手大学、九州工業大学からプレゼンをいただきましたし、先ほど渡部専門委員からのお話にもございましたが、18年度は技術移転等を一層効果的に進めるために、知的財産に関する人材ネットワークを構築し活用する大学の自主的な取組みを奨励していくということでございます。

次の施策は、18年度中に大学等を拠点として地域の大学等・中小企業・地方公共団体等が連携したネットワークの形成を図るために、地域の知の拠点再生の観点からのコーディネータの活用など、大学と地域との連携に取り組むということでございます。

これは、平成18年度から地域の知の拠点再生担当の産学官連携コーディネータというのができ、その活用を図っていく予定になっておりますので、そういう方々に頑張っていただくということでございます。

4番は、インターンシップでございます。野間口専門委員からの御指摘を受けている事項でございますけれども、平成17年度から産学連携によるインターンシップというのを実施しているわけでございます。大学段階での長期インターンシップの推進に関する事業の対象というものを、平成18年度から博士課程の後期にも拡充していくということでございます。

長期インターンシップというのは、目安として3か月以上という形でございまして、それを学生が企業に行ったときに、正規の授業項目と位置づけていく。そして、学生あるいは博士課程前期だけではなくて、対象者を後期まで広げて、そういう方々にインターンシップの経験をしてもらおうという施策でございます。

24ページにまいりますと、知的財産に関する体系的な教育でございます。平成18年度も引き続き知的財産専門職大学院において、体系的な教育プログラムというのをやっていただこうということ。また、最後の2行でございますが、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する知的財産関連の大学院の自主的な取組みを促していこうということでございます。

6番は、弁理士試験でございます。技術系の優れた人が、知的財産の専門家を目指すインセンティブを高めるために、知的財産関連の大学院の学生に対しての弁理士試験科目の一部免除の是非を含めて、弁理士試験制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。

経済産業省の産業構造審議会の弁理士制度小委員会で、本年度、弁理士試験についての検討が行われる予定でございますので、そういう中でこうした観点も議論していただこうということでございます。

7番は、知的財産情報を活用できる人材を育成するということでございます。第2章のところで、特許情報を活用するために、さまざまな電子図書館の改善であるとか、そういう施策を盛り込んでございますけれども、そういう情報を提供するだけではなくて、利用者、大学の研究者が特許情報をうまく使っていただくための施策でございます。

1つ目は、大学の研究者により特許情報が効率的かつ効果的に活用できるように、特許庁審査官

が有する検索ノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を実施するということ。

また、2つ目は、下に書いてございます、原山議員からの御指摘もございましたが、知財マネージメントを学ぶ学生が教育の一環として知的財産マッピングを体験できるソフトを開発して提供するというところでございます。

8番は、コンテンツ等の融合分野人材でございますが、こうした融合人材分野において、デジタル技術と芸術的な表現能力を兼ね備えた人材を育成するための教育プログラムを推進していくということでございます。

説明は以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。

荒井専門委員から御指摘いただいたところは、事務局からも説明がありましたように、まだ踏み込み方が大分弱いというお考えだと思いますが、そういうことですね。

【荒井専門委員】 今日の議論の中でも、国際的な関係、大学がしっかり整備するというのは、非常に大事だという意見が多く委員から出ております。早期実現に向けていくことが必要だと思いますので、具体的に書き込んでいただきたいと思います。

【阿部会長】 今の件ですか。どうぞ。

【竹岡専門委員】 外国法事務弁護士ということになりますと、やはり日本の特許法は使えないんです。もう一つは、こういう有用な人材が技術系で日本語が堪能で、向こう側に留学して弁護士の資格を取ったら、今、日本の弁護士でも起きていることは、留学した人材がアメリカの事務所の方に行ってしまうんです。つまり、先ほどどなたかがおっしゃったと思うんですけども、こういうお金を出すからには必ず日本に戻ってくるというようにしないと、外国の競争力を高めてしまう結果に終わるので、ここのところは何かひも付きなのかどうかわかりませんが、もし制度を構築するなら考えていただきたいと思っております。

私は少し弁護士としては残念で、できたらやはり法科大学院、24ページの5番の「知的財産に関する体系的な教育を促進する」の中に、知的財産専門職大学院が上がっておりまして、法科大学院のことが全く書かれてないのが非常に寂しい。ですから、最後の2行目のところで、知的財産専門職大学院に限らず、こうした教育プログラムを有する法科大学院等とか、ちゃんと入れていただいて、弁護士になっていただくのが一番大道なので、確かに非常にハードな壁があるということはよくわかっているんですけども、これは法学部側の問題でハードな壁があるのでしょうかけれども、ここはやはり突破していただきたいところだと思っております。

本当に寂しいのは、弁理士試験制度を見直すと書いてありますが、司法試験制度を見直すと書かれてないのも寂しいのですが、ここはこっちから積極的にものを言っていたいと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。そういう御意見が、専門委員の中からではなくて、法科大学院とか、あるいはそれを応援している文部科学省から出るんだと思っていましたけれども、先生から出るとは。冗談はともかくとして、森下専門委員、どうぞ。

【森下専門委員】 今の荒井専門委員の意見なんですけれども、大変賛成でして、これはポストク

の理系では結構アメリカの留学制度というのが学術振興会とかの事業であるタイプだと思うんです。私もその手の一つでアメリカに留学しましたがけれども、そういう意味ではポスドク人材のキャリアアップという中で、こういうコースで行かれるというのは当然あった方がいいんじゃないかと。今、ポスドクで海外留学というのは研究でしか行けないんです。そのほかのルートで行くような制度というのはありませんから、そういった面からいってもこういう制度はあってもいいんじゃないかと思います。

先ほどのお話で、アメリカに居着くのではないかというお話がありましたけれども、ポスドクの経験から言うと、日本人ほどアメリカに居着かない民族はいないと言っていますので、間違いなく帰ってくるのではないかと。帰ってきて、日本の味方をするかどうかという問題はありますが、しかし、いずれにしろ日本の層を増やすという意味では、やはりやった方がいいんじゃないかと思います。

ロースクールへ留学させるとなっていますが、場合によっては、先ほどの法科大学院を出て、弁護士資格を取った段階でそういう留学制度というところも踏まえて、両方のルートがあってもいいんじゃないかという気が一つはします。

もう一点なんですが、それと絡んで、今回ポスドクのキャリアアップの一つだと思うんですが、ポスドクのキャリアアップとして知的人材に流すという話が、かなり最初のころの議論にあったと思うんですが、今回そうしたポスドクを知的人材に対して活用するというのが、どこにもなくなったような気がするので、以前にあったかもしれないんですが、少し復活をさせた方がいいんじゃないかと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。これは、2005に結構書いたのですが、忘れられると困るとすれば、引き続きとか、継続してとか、更にとか、少し工夫をいたしましょう。いいですね。

【事務局】 はい。

【阿部会長】 どうぞ。

【秋元専門委員】 今の森下専門委員、前の竹岡専門委員と若干関連するんですが、前もどこかで言ったかと思いますがけれども、この3章のところでは人材の育成・確保というのが目的になっているわけで、荒井専門委員始め、非常にいい育成のプログラムは言っておられるんですが、やはり確保という意味が、数を確保するというのも必要ですし、同時に日本に根差す、定着すると。

そういう意味で、どこかの章に、やはりそういう人たちが活躍できるような社会的な制度、あるいはインフラ、こういうものもきちっと整備するというのを、総合科学技術会議で言ってもいいんじゃないかと思います。そうしませんと、この確保というところがもう少し実際に活躍する場というところまで含めて書かれたらいいかかと思っています。

【阿部会長】 ありがとうございます。今のは非常に大切な御指摘なんですけれども、活躍できる場を、どこが整備できるかというところがありますので、これは産業界にも御協力いただかなければいけないこともあります。少し考えさせていただいて、趣旨は賛成でございますが、具体的にどうしたらいいかちょっとよくわからなかったもので、そのとおりだと思います。

それでは、稲蔭専門委員、お願いします。

【稲蔭専門委員】 この3のところ、知財のプロを育成する部分にフォーカスが当たっていると思うんですけども、同時に知財を創出する、いわゆる理系の研究者であるとか、あるいは8番にあるようなコンテンツ等を知財を活用して創出していくような人材であるとか、こういった人たちにおいても、国際的というキーワードと知財というキーワードを、何らかの教育プログラムの中で、例えば大学院では必ず一旦そういうものを取らなければいけないとか、そういう形でボトムアップを図っていくことが非常に重要ではないかと考えております。

特に8番の文言の中で言うと、例えば、18年度もデジタル技術とありますけれども、18年度においては、国際的な視点に立った知財を意識したデジタル技術とかという形で、具体的にそういったものを意識するような表現を文言に入れていただけるといいかなと思います。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。8番については、事務局いいですね。

【事務局】 今の点は、具体的な教育プログラムで、どういうふうに加えられるか考えたいと思います。

【阿部会長】 一般的な知財の創出に係るところでは、今回は余り触れてないんですが、今までいろいろあったんですけども、どういうふうになっていましたか。一般的な知財の創出について、コンテンツに限らないところ、いろんな議論があったんですが、今、稲蔭専門委員がおっしゃったようなこともどこかにあったように思いますが、どうでしたか。

【事務局】 例えば、稲蔭専門委員のおっしゃったことは、13ページの10番のところ、これはコンテンツだけですけども、そこで創造関係についての支援をしていくというのを盛り込んでございます。

それ以外の一般的な創造関係で言いますと、私の方で専門委員からの意見をすべて拾い上げて今、整理しておりますけれども、特にこれまでそういう関係も取り組んできましたが、新規にこういう点をという御意見はそう多くはなかったので、推進計画2005の項目を引き続きやっていくというような整理で、こちらの専門調査会よりも知財本部の方で継続した支援をやっていっていただくのがいいのではないかと頭の整理をしております。

【阿部会長】 今までいろんなことをやってきましたので、少し私の頭の中も錯綜しているところがありますが、荒井さん、そういう説明でいいですか。

【荒井専門委員】 今の御意見等をよく相談して、いいことは続けてやっていくという精神で、今回新しいものを追加してやっていくということでやっていきたいと思います。

【阿部会長】 では、そういう本部側の発言がありましたから。それでは、渡部専門委員に先ほどプレゼンテーションしていただきましたが、その観点から見て、まだまだここが足らぬということがありましたら、どうぞ。

【渡部専門委員】 荒井専門委員が言われていた留学生のところは、制度的に落とし込むのはしっかりやらないといけないと思います。

以上です。

【阿部会長】 そこが共通しておられるということで、今の件ですか、別な件ですか。どうぞ。

【井上専門委員】 今の件というのは、アメリカにポスドクを送るという件ですね。私がこれを見ていまして、もう日本のロースクールというのは期待されてないなということをつくづく感じた次第でございまして、国際的な大学間競争ということを考えると、少し日本のロースクールの側もいろいろ考えていかなければいけないというふうに思っております。

荒井専門委員、あるいは渡部専門委員のおっしゃるような米国留学型のルートをつくるということも非常に重要だと思いますけれども、日本のロースクールの方で少し理系の人材を法曹に呼んでいくということを考えていかなければいけないと思っております。

その際に、勿論司法試験の科目をいじるといった可能性もありますけれども、知財立国を図るためだけに法曹制度を変えるということには若干の抵抗を覚えるところもございまして。ほかの学生と同じ条件で競争して法曹の道に進んでいただくということが原則であろうと思っております。

なぜ理系の人材がロースクールにそれほど流れてこないかということを考えていきますと、先ほどの御意見でもありましたけれども、やはり活躍の場というのがどの程度あるのかということが彼らにとってはっきり見えないということがあると思います。理系の人材が法曹になった後、どういう活躍の場があるのかということが形として見えれば、ロースクールで3年間頑張っただけで勉強して、ほかの学生と同じように競争して弁護士の資格を得ようというようなモチベーションが出てくると思います。

そういたしますと、魅力をアピールするということから始めなければいけないわけですが、その際にはやはり学部での教育ということも重要だと思っております。学部の段階で、理系の学生が知財の教育に接すると。まずは学部で入門的な教育を行うという体制を整えて、その中でキャリアパスの具体像を示していくということが必要なのではないかと考えております。

【阿部会長】 ありがとうございました。

今の件ですか。どうぞ。

【竹岡専門委員】 1点だけです。弁護士の実務から言って非常に活躍の場はあると思います。はっきり言えば物すごく足りない。ですから、特許明細書を読むということも含めて、それからライセンスの契約とかも含めて、やはり理系のバックグラウンドがあって、法律もわかっていて、もし英語ができればパーフェクトだと思います。そういう人材は本当に少ないので、どんどん来ていただきたいし、そういう人を雇用する場はたくさんあるんです。逆に言うと、そういうバックグラウンドがなくて、ただ単に法学部を出ただけの人というのは、これからロースクールの卒業生を3,000人にしていく中で、かなりの人が就職にあふれるのではないかとやっているぐらいで、それははっきり言えば余りニーズに合っている人が少ないんです。そのミスマッチがある。だから、そこは非常に自身を持っていただいて、是非こちらの方に来ていただきたいというのが、弁護士としての願いでございます。

【阿部会長】 どうぞ。

【本田専門委員】 全く私事なんですけれども、私自身もドクターを出た後に、知財の分野に入って弁理士になったんですが、ドクターに入るときには、やはり研究で食べていこうとある意味思っただけなんです。そこで、どう変わったかというのは、ちょっとアルバイトで特許事務所に仕

事をしに行ったことがありまして、こういう職業もあるんだ、自分が面白いと思ってやれるなという、ある意味インターンシップのような経験をして移っていきこうという後押しがされたということもありますので、是非弁理士会ですとか、特許事務所に協力していただいて、特許事務所でのインターンシップみたいなことも是非検討いただければと思います。

【阿部会長】 ありがとうございます。これは、どこにも入っていませんでしたね。

【事務局】 弁理士会でのインターンシップは、入っていません。

【阿部会長】 飯田先生、どうですか。

【飯田専門委員】 是非どこかで入れていただきたいと思います。私もやはりポスドクの方が一番最初に特許の面に興味を持っていただけるのは、この特許事務所の中で教育を受けるのが一番早いと思うんです。特許事務所の中で訴訟に入っていきますと、これは非常に面白い分野があるんだという感じになるのではないかなと思うんです。法律事務所の方にエクスターンシップあるいはインターンシップで行った場合には、どうしてもこの技術系のところを見る機会が非常に少ないです。私も今、訴訟で弁護士と一緒に活動しているときに、エクスターンシップの学生、あるいは司法修習生を連れて行こうとすることもあるんですけども、特許の事件を扱っている弁護士が非常に少ないので、皆さん当番制のような形で、どここの先生扱っていませんかということで、無理に引き連れてくるという例が多くて、何の知識もない形で裁判に臨まれていて、余り効果がないのではないかなという実感を今、感じているところです。

ですから、インターンシップが一番いいのかなと思います。私もやはりポスドクの方がそちらの分野に早く興味を持っていただける手法を考えるのが一番だと思っております。その中で、法科大学院の道と知財専門職の道があるのかなと考えております。

渡部先生のメモの中にあります、活用がわかる弁理士ということですね。単なる明細書を書くのではなくて、やはり訴訟を通じて、こういう使い方をしなければいけないんだということがわかる明細書を書くポスドクの方、あるいは弁理士が増えてくる施策も一つ必要かなと思っております。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。この件は、趣旨は賛成ですが、やはり弁理士会と相談していただいて、具体的な方策についてポスドクの方にわかるようなシステムにしなければいけないと思っております。

それから、法科大学院を含めて弁護士の方から半分反論みたいなものをいただいたんですが、確かに海外留学だけがクローズアップしてきますと、日本の法科大学院を何だと思っているのかということにもならないとも限らないので、そんなつもりは全くないわけですので、法科大学院への期待ももう少し強調、御世辞ではなくてですよ、本当に期待すべきことを少し整理して入れておくようにしませんか。また御相談させていただいたらいいと思います。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【黒田議員】 今、ポスドクの話が出ていますのでけれども、自分の研究室の出身者を考えると、修士を出た人で特許庁に行っている人と、それから弁理士の資格を取って特許事務所に勤めている人が3人いるんです。それはやはり先輩がそうなる引きずられる。給料なんかは私よりはるかに

いいと。そういうことを聞くと。そういうロールモデルというか、近くにそういう人がいるからではないかと思うんですけども、ドクターに行ったらと言っても、特許事務所に勤めて、それで何年かして弁理士の資格を取ると。ちょっとわからないことがあると、教えてと言ってくるんですけども、完全にうちのところで修士まで出た人がそういうことをやっています。

それで、ポスドクに限るのかなと。全部ポスドクになっているんだけど、修士ではだめなのか、その辺を現場側の人に御意見を教えていただきたいと思います。

【阿部会長】 だめな方だけ御発言をお願いします。だめなことはないんだろうと思うんですけども、何かポジティブな御意見がありましたら、どうぞ。

【飯田専門委員】 現場の意見としては、ポスドクよりも修士の方が使いやすいです。ポスドクになりますと、余りにも専門分野が狭くなり過ぎてしまって、広い考え方ができにくくなるんです。そこをまず広くするような勉強をさせてから明細書を書くという形になりますので、そういった点はまだ修士の方がいいです。

【黒田議員】 そうしますと、これは全部ポスドクみたいになっているので、もうちょっと広げてもいいのかなという気がします。

【阿部会長】 どうぞ。

【澤井専門委員】 私も賛成で、何かポスドクの行くところがなくなったからこっちというふうにとらえられるのは余りよくないと思うんです。基本的に、私も修士を出て弁理士を取って企業で仕事をしていますけれども、やはりある技術分野を見ていて幅広く見られるという意味では、別にドクターに行ったからだめとか、そういうことではなくて、どれだけ柔軟性があるかどうかというのが、非常にポイントになると思うので、今おっしゃったように別に大学の工学系を出ようと、修士を出ようと、ポスドクであろうと、それはこの仕事は面白いというものが具体的に見えると、理科系に進んでいても社会科学系に興味があれば、非常にいい転身が図れると思うんです。

だから、日本では文系、理系と分けているんですけども、割と理系の中でもそういうところに興味があるものが見られれば、そちらに行くんだろうと思うので、余り限定的にポスドクというふうに考える必要はないと思います。

【阿部会長】 森下専門委員、どうぞ。

【森下専門委員】 全然反対ではないんですが、問題意識として単純にポスドクが大量に余っているという状態が問題で、逆に言うと修士とか学部学生は売れるんです。ほうっておいてもある程度売れていくので、やはり1万人計画で大量に失業者が出ているところが問題としては持たざるを得ないというところがあると思います。ですから、全然だめという意味ではなくて、むしろそういう方の方がよく売れていきます。我々の方も同じです。

一番困っているのは、ポスドク1万人計画の中で、我々の場合ですとMDではなくてPhDだけを取られた形で、その方々をどうやって、正直かなりの数が滞留してしまっていて、これを何とかしなければいけないというところから始まった議論だと思うので、そういう認識の中での議論、書きぶりではないかと思っています。

【阿部会長】 わかりました。しかし、ドクターとかマスターを余り除外するような強いトーンに

はならないようにした方がいいと思います。

三原専門委員は御発言なかったですが、どうですか。どこでも結構でございます。

【三原専門委員】 国際人材のところでしたんですけれども、育成というのは時間がかかりますね。今、育成に焦点が当たっているので当然なのかもしれないんですけれども、企業であれば、話題の中国だったら中国から人を採用するとか、アメリカの弁護士さんにも来てもらうとかしますね。本当に大学等で危急の問題であれば、何かそういう採用できないような問題があるんだったら、採用できるように差し上げられたらいいなと思いながら読ませていただきました。

【阿部会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【竹岡専門委員】 今回、地域ということは。

【阿部会長】 今の御意見はもういいですね。大学で育成も大切だけれども、どんどんアメリカにいる日本人、アメリカ人を雇ったらいいいんではないかと。それはそうだと思いますね。

別な点ですか。どうぞ。

【竹岡専門委員】 今回のものに地域というのが余りないのは、わざとですか。中小企業政策審議会の委員も今年からやっているんですけれども、その中でポストクの話は基本的にベンチャー企業とかのレベルで言えば、非常に実は人材が足りないというところに対する活用みたいなものも実はあるかなと。それは実は地域の話と結び付いていくんですが、そういう感じがちょっとしております。

ただし、この中では地域の話が本当に少ないのがちょっと気になっておりますが、今回はあえて全体的な話としてということになるんですか。

【阿部会長】 私は別に限定しておりませんが、どこかになったですか。

【事務局】 御説明しますと、もともと地域の問題も取り上げるということで、この専門調査会を始めたわけですから、今の章立てにないからといって地域は取り扱わないということでは一切ありません。

ただ、確かに今までいただいた意見の中では、地域の項目がちょっと少なかったことと。それから地域絡みということで御発言いただいた内容は、人材にも絡む問題であったために、章立てという単純な整理学の問題として3つにしているだけでございますので、そこは御遠慮なく御意見をいただければと思います。

【阿部会長】 どんどん出てきますか、そのようですよ、ほとんど御意見が出なかったということだけで、例えば、地域の活性化とか産学連携という切り口だと、恐らくどんどん出てくると思うんですけれども、知財という切り口でたまたま各委員からお寄せいただいた御意見が余り多くなかったということですから、まだ間に合いますので。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【松重専門委員】 人材育成ないしは先ほど三原専門委員が言われた海外からの人材をというのは、別の面で、例えばこれの全体的な主張というのは、国内ないしは大学、そういったところをどうするかという形なんですけれども、アジアの問題にしる、中国の問題にしる、相互に知財関係を理解

すると。逆に中国とかそういったところから来ていただいて、日本の事情を知っていただいて、いわゆる味方を増やすというのも必要だと思います。

米国だけではなくてEUもそうだと思うんですけども、そういう視点での人材育成というのものもあるかなと思います。先ほどの意見に付け加えて。

【阿部会長】 ありがとうございます。私も今、大学の現場にいないので、よくわからない点があるんですが、三原専門委員がおっしゃったことはそのとおりだろうと思うんですけども、現実問題として渡部先生、どうなんですか。雇おうと思えばできるものなんですか。

【渡部専門委員】 ちょっとマーケティングリサーチをしないといけないと思います。ただ、あり得ると思うんですけどもね。そういう意味では、そういう働きかけを、大学に関して言えば余りしてない。ただ、日本にいるドイツ人弁理士なんかで産学連携をやりたいという人はいましたので、可能性はあると思います。

【阿部会長】 そういう視点も大切だろうと思います。だれも来ないですか。

【黒田議員】 バイオ関係で日本人で理系でドクターを取って、西海岸でアメリカの弁護士の資格を持ってやっているという人も知っていますけれども、日本は給料が安いから帰ってこないと言っておりました。

【阿部会長】 総合的にそういうことを考えていかなければいけない、日本の大学の給料が安過ぎるという長年の負の蓄積をどうやって突破していくかという、非常に大きい問題がありますね。これは科学技術政策の問題でもありますので、知財だけではないと思いますけれども、我々はいろんなメッセージを出していかなければいけないと思っております。ほかの点でいかがでしょうか。大体よろしゅうございますか。どうぞ。

【飯田専門委員】 先ほどのポスドクの問題なんですけれども、ここでポスドクを挙げているのは、本当の最先端技術が的確にわかって、すぐ明細書に反映できるような知財人材をつくる上では、一番手っ取り早いんじゃないかということも一つあって、ポスドクは確かに就職先がないというのも大きな意見だと思うんですけども、それよりもマスターの方ですと、まだわからない分野をポスドクの方はかなりわかるんです。ですから、本当の最先端技術に関してはポスドクの方が使いやすいことは使いやすい。その人たちは、周辺の知財のことをよくわかってみえないので、例えば文章を書かせますと、全然違った文章になってしまうということで、早く人材育成をするといいのかなということで、弁護士の方でも結構ですし、弁理士の方でも結構ですというのが私の考え方です。

【阿部会長】 そのとおりだと思います。余りネガティブな側面ばかりを強調するのはよくない。ポジティブな側面も大いに強調しないといけないと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、少し早いですが、本日の議論は終了させていただきます。今回いただいた御意見を踏まえて事務局で修正して、関係省庁たくさんあるものですから、1つだけ聞くわけにいかないの、事務的にきちんと協議をしてもらいまして、次回は最終的なとりまとめを行いたと思います。

なお、委員の方から具体策に関して、追加の御意見がございましたら、あるに決まっていると思

ってお願いするんですが、4月14日金曜日まで、今週の金曜日までに文書で事務局に御提出をお願いします。

また、事務局から専門委員の先生方に今日も若干その可能性が出てきたと思いますが、御相談をさせていただくことがありますので、よろしく願い申し上げます。

なお、本日の会議資料につきましては、公表の取扱いとさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 それでは、御異議がないものとして公表させていただきます。

以上をもちまして、本日の専門調査会を終了いたしますが、次回は連休明けであります、5月11日木曜日の13時～15時、隣の共用第2特別会議室で開催をいたします。

事務局から何かありますか。

【事務局】 特にございません。

【阿部会長】 それでは、長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。またよろしく願いいいたします。